

不正改造車を排除する取り組みの実施結果（平成25年度）

[カスタムカーショーで111台の出展車に文書による注意喚起]
[自動車用品店で76件の自動車部品・カー用品に注意喚起]

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、不正改造車の排除を目的として、平成18年から自動車用品店で自動車部品・カー用品の実態調査並びにカスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動に取り組んできました。

平成25年度におけるこれら取り組みの結果をお知らせします。

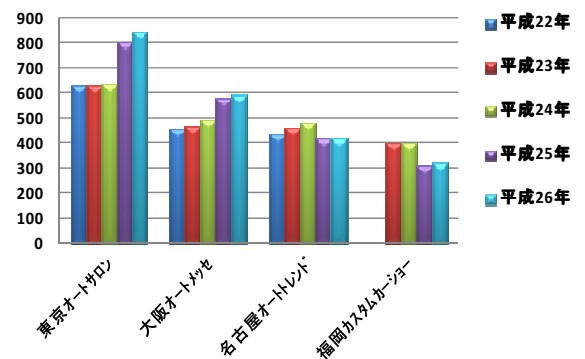
◇カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動◇

本年1月から3月にかけて、全国主要都市で開催された4カ所のカスタムカーショー（東京オートサロン、大阪オートメッセ、名古屋オートトレンド、福岡カスタムカーショー）において、自動車検査官延べ44名を派遣し、展示された車両2,163台（グラフ1参照）を確認しました。その結果、保安基準に適合していない又は適合しなくなるおそれがあるにもかかわらず公道走行できない旨を明示していなかった展示車両111台の出展者に対し、文書により注意を喚起しました。（ほか口頭指導48件）

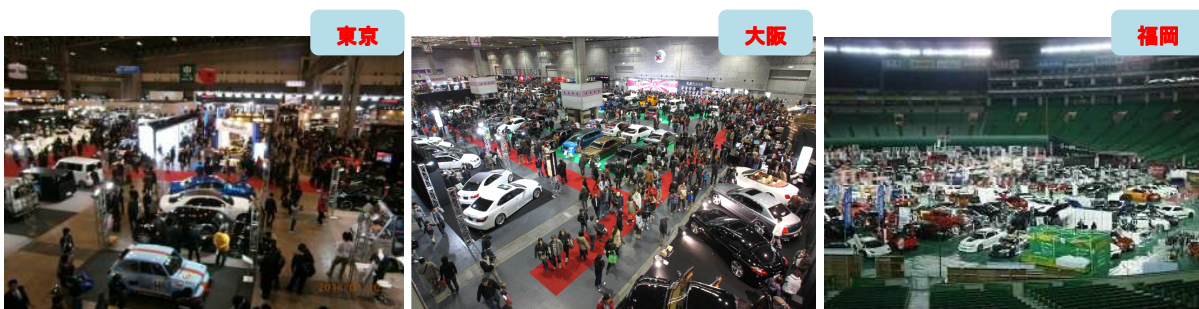
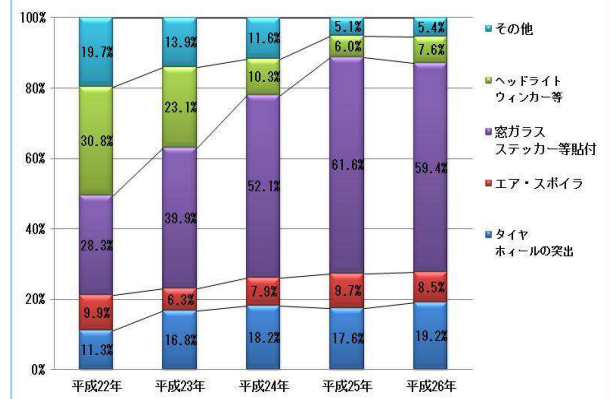
装置毎の基準不適合箇所数は昨年の211件から224件と約6%増となり、内訳はグラフ2のとおり、窓ガラスステッカー等貼付とタイヤ・ホイールの突出等で全体の78.6%を占めました。

9年目を迎えたこの啓発活動では、当法人職員による車両確認を一部一般公開前に行えたことや名古屋オートトレンドの主催者パンフレットに、当法人の不正改造防止のロゴを掲載していただく等全面的に協力をいただきました。また、主催者から出展者に対する事前周知が行われることで公道を走行できない車両に「公道走行不可」等の表示がされているなど出展者の不正改造に対する理解が回を追うごとに深まってきています。

グラフ1 出展車両数



グラフ2 不適合箇所の内訳



◇自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査◇



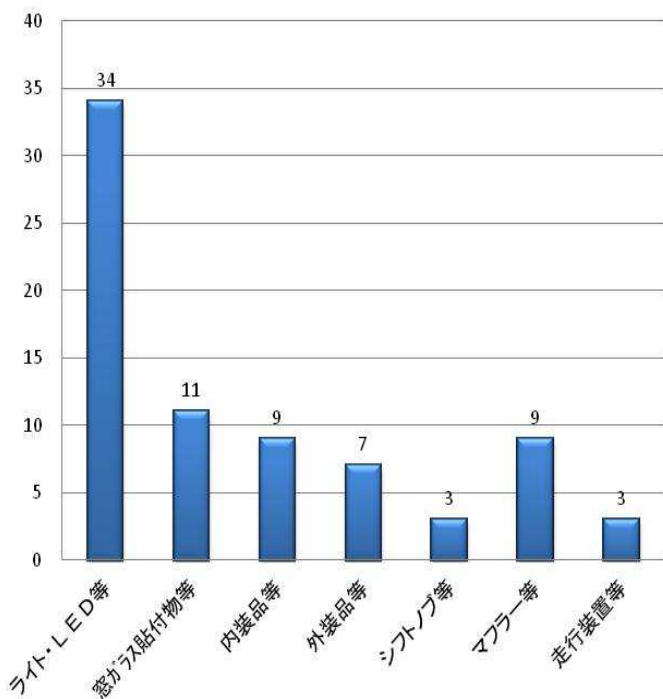
平成25年度に、自動車用品小売業協会（APARA）の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの24店舗に自動車検査官を派遣し、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について、特に「車検対応品」等の表示がされている自動車部品及びカー用品を重点に調査を実施しました。

調査をした結果、取付位置や取付方法によっては基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が全体で76件（内訳はグラフ3及び表1参照）見受けられたため、当該店舗に対して購入者への適切なアドバイスを行うよう注意喚起を行いました。

注意喚起を行った自動車部品・カー用品の76件の内訳では、部品・用品の種類が7種類、製造業者別が43社、商品名別が67件あり、その中で最も多かった部品・用品としては、LEDランプ等の電装飾品類が34件ありました。

注意喚起を行った自動車部品・カー用品の76件の内訳では、部品・用品の種類が7種類、製造業者別が43社、商品名別が67件あり、その中で最も多かった部品・用品としては、LEDランプ等の電装飾品類が34件ありました。

グラフ3 基準に適合しなくなるおそれのある部品等の内訳



自動車検査法人では、今後も関係団体と協力し不正改造防止の啓発活動に取組み、自動車の安全性の確保及び環境の保全に努めて参ります。

表1 基準に適合しなくなるおそれの具体的事例

部品・用品種別	基準に適合しなくなるおそれの内容
・ライト・LED等 （反射材含む）	300cd を超えの明るい灯火、赤色灯火又は後面に白色灯火の取付、前面に赤色反射器又は後面に白色反射器の取付
・窓ガラス貼付物等	前面ガラス、運転者席又は助手席のガラスに貼付すると視認性が低下し運転上危険になるおそれがあるステッカー・フィルムの貼付（窓用フィルム等は透過率の基準があります）
・内装品等	衝突等による衝撃を受けたときに、乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれがあるものの取付、難燃材の基準に適合しないおそれがある
・外装品等	車体外装基準に適合しない自動車部品及び装飾品の取付
・シフトノブ	運転者の見やすい位置にシフトパターンの表示がない
・マフラー等	加速走行騒音等規制に適合しないおそれがある
・走行装置等	ホイールスペーサ等を装着した場合にタイヤがフェンダから突出するおそれがある

お問い合わせ先
 〒160-0003東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル
 自動車検査法人 業務部業務課 富田、佐藤
 電話 03-5363-3441（代表）